

(仮称)都留市教育プラン

第3期都留市教育大綱 第3期都留市教育振興基本計画

コメントの追加 [L1]: 大綱兼計画となったことに伴い、総省（ここでは「(仮称)都留市教育プラン」としていただきます。）を用いることを検討しています。

お示しした「都留市教育プラン」についてはあくまで仮称であり、今後策定する教育振興基本計画の内容も踏まえて「総称（案）」を事務局で検討し、次回の総合教育会議にて改めて協議のうえ決定させていただきます。

令和7年3月

都 留 市
都留市教育委員会

はじめに

コメントの追加 [L2]: 振興基本計画（案）が作成されたところで改めて内容について検討し、次回の総合教育会議においてお示しさせていただきます。

本市では、平成27年度から「都留市教育大綱」及び「都留市教育振興基本計画」を策定し、現在は、「輝かせます！学びあふれる つる のまち」を基本理念として掲げ、学校・家庭・地域が一体となり、生きる力を育む教育の推進・充実に取り組んできました。

この間、教育を取り巻く環境は、かつてない変動の時期を迎え、特に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、私たちに多くの困難をもたらしましたが、同時に、それに伴うGIGAスクール構想による1人1台端末の実現など、学びの場に新しい風を吹き込みました。

このような中、本市におきましては、子供たちの学力や体力・運動能力の状況はおおむね良好に推移している一方で、全国的にも課題となっている不登校や特別な配慮が必要な児童生徒への対応、家庭や地域の教育力の向上などの課題も見受けられます。

これらの課題に対応し、本市の教育施策を更に積極的に推進するため、本市の教育分野における基本方針を定める教育大綱と、教育大綱に基づく具体的施策や指標などを定める教育振興基本計画を纏め、令和7年度から11年度までの5年間を計画期間とする「(仮称)都留市教育プラン」を策定いたしました。

今後、このプランに掲げる「輝かせます！学びあふれる つる のまち」の基本理念のもと、本市の現状を踏まえて定めた「知の資源と連携したまちづくり ～大学等と連携した教育施策の推進～」、「生きる力を育む学校教育のまちづくり ～学校教育の充実、家庭・地域・学校の連携～」、「地域の教育力を高める生涯学習のまちづくり～生涯学習の推進、スポーツ・文化・芸術の振興～」の3つの柱を軸に、私たちのまちの最大の特長である大学との密接な連携や、城下町という誇り高い歴史文化を活用し、子供から高齢者までのすべての人が学び、教えることによって、誰もが地域の教育力向上に貢献できるまちを目指します。

特に、未来を担う子供たちが、心身ともに健やかに、そして人間性豊かに育ち、「生きる力」を身に付けられるよう、学校教育を充実させるとともに、ふるさとへの愛着や誇りを人生の揺るぎない礎とし、自らの良さや可能性に気づき、夢と志を持って未来を見つめ、また、多様な人々との関わりの中で、未来を切り拓く力を育めるよう努めてまいります。

一方、少子化の進行により、児童生徒数が減少し続ける中、子供たちの良好な学習環境を担保するため、学校の統廃合についても検討から実施の段階を迎えています。

今後、学校・家庭・地域、企業、大学や関係機関・団体等と連携し、本計画を推進してまいりますので、市民の皆様、関係各位には御理解・御協力をお願いいたします。

令和7年3月

都留市長 堀内 富久
都留市教育長 小林 正人

目次

第1部 第3期 都留市教育大綱.....	1
第1章 目指す教育の将来像.....	2
1 大綱の趣旨.....	2
2 大綱の期間.....	3
3 基本理念.....	3
4 基本目標.....	3
5 基本方針.....	5
第2部 第3期 都留市教育振興基本計画.....	6

第 1 部
第3期 都留市教育大綱

第1章 目指す教育の将来像

1 大綱の趣旨

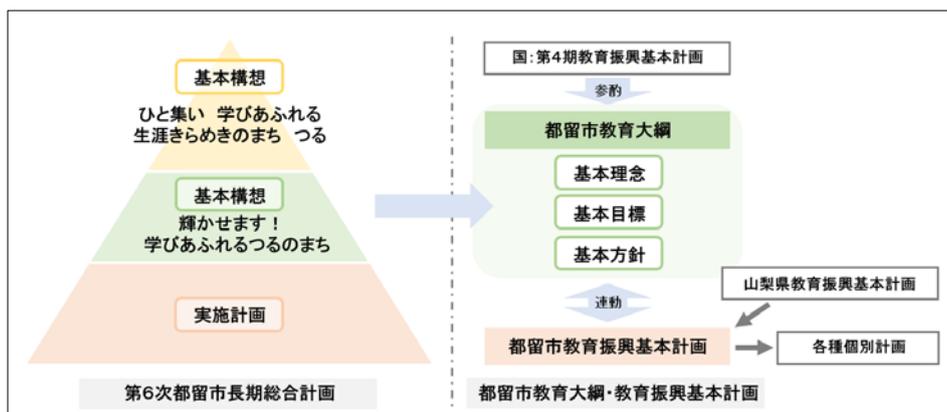
教育大綱は、平成27年4月1日に改正施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に基づき、本市の教育、学術及び文化・スポーツの振興に関する総合的な推進を図るため、教育の目標や施策の根本的な方針として、市長が総合教育会議の場において教育委員会と協議・調整して定めるものです。

本市では、平成27年12月に「都留市教育大綱」(計画期間:平成27年度～平成31年度)を策定し、『「学び」あふれる つるの人づくり』を基本理念に掲げ、「生きる力を育む学校教育の推進」及び「地域の教育力を高める生涯学習の推進」を基本目標として、教育委員会と連携する中で、各教育施策に取り組み、大綱策定後の平成28年度に「第6次都留市長期総合計画」を策定し、分野Ⅲ「輝かせます！学びあふれるつるのまち」において、教育に関する3つの政策と7つの施策を掲げました。

今回、新たに策定する「第3期都留市教育大綱」は、本市の教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する施策において、大綱策定から改訂があった国及び山梨県の教育振興基本計画を参酌するとともに、現行の「第6次都留市長期総合計画」と整合を図る中で、教育大綱の基本理念と基本目標を位置付けています。

具体的な施策の展開や事業の実施に当たっては、教育振興のための施策に関する基本計画として、都留市教育委員会が策定した「第3期都留市教育振興基本計画」に基づき、各教育施策の取組を推進していきます。

◆大綱の位置付け



2 大綱の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。ただし、教育を取り巻く状況の変化や施策の進捗状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

3 基本理念

◆基本理念

輝かせます！学びあふれる つるのまち

私たちのまちの最大の特長である大学との密接な連携や、城下町という誇り高い歴史文化を活用し、子供から高齢者までのすべての人が学び、教えることによって、誰もが地域の教育力向上に貢献できるまちにします。

また、未来を担う子供たちが、心身ともに健やかに、そして人間性豊かに育ち、「生きる力」を身に付けられるよう、学校教育を充実させます。

4 基本目標

基本目標1

知の資源と連携したまちづくり ～大学等と連携した教育施策の推進～

様々な知見を有する大学等と連携し、学校教育を含めた、様々な学習場面に応じた質の高い教育プログラムの提供体制を整備し、教育連携施策を展開することによって、学びのまちを実現します。

また、本市に立地する大学等の魅力を向上させるための支援を積極的に行うとともに、大学等と地域との連携を促進し、双方の保有する地域資源、知的資源及び人的資源等を最大限に活用する中で、本市・大学等、両者の発展と地域振興を進め、魅力を向上させます。

➡ 目指す姿：多くの市民と学生がまちに集い、活気にあふれている。

基本目標2

生きる力を育む学校教育のまちづくり ～学校教育の充実、家庭・地域・学校の連携～

「生きる力」を育むための教育内容を充実させるとともに、本市ならではの特色ある学校教育を実現します。また、一人ひとりの教育ニーズや生活の状況に応じた学習環境を整備・充実させ、グローバル社会や複雑化する情報化社会へ対応できる能力を養います。そして、子供たちが学ぶ場所についてもより安全で快適な学習環境を整備し、次代を担う子供たちの育成に努めます。

また、次世代を担う子供たちが、主体的で心豊かに生きていくことができるよう、家庭、地域、学校が連携して、地域全体で子供たちを育成していくことのできる環境を整備します。

➡ 目指す姿：子供たちが自ら進んでいろいろなことにチャレンジしている。

基本目標3

地域の教育力を高める生涯学習のまちづくり

～生涯学習の推進、スポーツ・文化・芸術の振興～

市民の生涯学習ニーズを的確に把握し、生涯学習施設と提供プログラムを充実させるとともに、学ぶだけでなく、講師となり、得た知識を還元していく仕組みについても整備していきます。また、市民を主体とした生涯学習組織の立ち上げも視野に入れながら、既存ストックの活用なども含め、生涯学習を振興します。

また、健康的な身体を維持するため、競技スポーツから、多くの方が参加できる軽スポーツの振興まで、幅広い事業を行いながら健康づくりを支援し、明るく豊かで、心身ともに充実した暮らしのできる環境を整備します。

本市の由緒ある歴史文化を積極的に保護・活用し、大名行列やお茶壺道中などをはじめとする歴史的行事、文化財、寺社などの特色ある文化資源などを活用し、情報発信するとともに、芸術文化の振興を合わせて行い、新たな文化が創出される歴史文化のまちづくりを推進します。

➡ 目指す姿：多くの市民が相互に教え、学び、得られた教育力を地域に還元している。

5 基本方針

基本理念及び基本目標を達成するため、10の基本方針を次のとおり定めます。

基本理念 輝かせます！学びあふれる つる のまち

基本目標 1 知の資源と連携したまちづくり

基本方針 1 大学等と連携した教育施策を展開します

基本方針 2 世界に通じ、社会を生き抜く力を育成します

基本目標 2 生きる力を育む学校教育のまちづくり

基本方針 3 確かな学力と自立する力を育成します

基本方針 4 豊かな心と自己実現を図る力を育成します

基本方針 5 多様な学びの機会の充実と、
安全に安心して学ぶことができる教育環境をつくります

基本方針 6 家庭・地域・学校が連携した教育を実現します

基本方針 7 子供と向き合う時間の確保に向けた取組を推進します

基本目標 3 地域の教育力を高める生涯学習のまちづくり

基本方針 8 生涯にわたり学び続けることができる環境を実現します

基本方針 9 健康で豊かな生活を営む健やかな体を育成します

基本方針 10 市民一人ひとりが豊かな人生を送るための文化芸術を振興します

第 2 部

第3期 都留市教育振興基本計画

コメントの追加 [L3]: 教育振興基本計画については、今後教育委員会にて策定委員会を設置し、その中で内容について協議を行い策定していくこととなります。

(仮称)都留市教育プラン

第3期都留市教育大綱 第3期都留市教育振興基本計画

発行年月 令和7年3月

発行 都留市／都留市教育委員会

編集 都留市総務部企画課

〒402-8501 山梨県都留市上谷 1-1-1

都留市教育委員会学校教育課・生涯学習課

〒402-0052 山梨県都留市中央 3-9-3